

長野県公募型プロポーザル方式（建設工事） 試行要領

（平成16年9月30日付け16監技第150号）

（最終改正 令和2年4月1日適用 令和2年3月24日付け元建政技第453号）

この要領は、長野県（知事部局及び企業局に限る。）が発注する建設工事（以下「工事」という。）のうち、高度な知識、高度な技術力並びに応用力が要求される工事の契約にあたり、意欲及び技術的な能力等を評価し、最適な受注者を選定するための「公募型プロポーザル方式（建設工事）」の試行に係る事務手続を定めたものである。

本要領に規定する事項以外の工事受注者の選定事務は、従来どおり会計関係規定に基づいて行うものである。

（対象工事及び公募型プロポーザル方式による契約）

第1 公募型プロポーザル方式（建設工事）の試行の対象となる工事（以下「当該工事」という。）は、次のいずれかに該当する工事とし、本方式を経て地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約による契約を締結できるものとする。

- (1) 標準的な積算基準によらない工事
- (2) 高度な技術的知識と経験に基づく判断を必要とする工事
- (3) 新たな技術や工法などを採用する、先例が少ない工事
- (4) その他、本方式で執行することが適当であると認められる工事

（当該工事の参加資格要件）

第2 当該工事の参加者に必要とされる資格要件は、掲示日から随意契約締結日までの間に次に掲げる要件を満たしていなければならないものとし、その都度明示する。

- (1) 長野県建設工事入札参加資格を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令第（昭和22年政令第16号）167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (5) 有効な経営事項審査を有している者であること。
- (6) 県発注の建設工事のうち、当該工事以外の工事（以下「他の対象工事」という。）において、請負契約約款第17条に基づく「設計図書不適合の場合の改造の請求」を受けていない者であること。
- (7) 県発注の他の対象工事において、長野県建設工事等検査要綱（平成15年4月1日会検第1号）第9条第3項に規定する文書による補修指示を受けていない者であること。
- (8) 県発注の他の対象工事において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、対象工事の完了期限経過後、請負契約約款第31条に基づく工事完成の検査を完了していない者でないこと。
- (9) 県発注の他の対象工事の入札において、同種工事の実績等の要件不適入札書と認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。

- (10) 県発注の他の対象工事の入札において、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査に該当する落札候補者の辞退により、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (11) 長野県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (12) 滞納している県税等徴収金がないこと。

(実施協議等)

- 第3 発注機関の長は、公募型プロポーザル方式適用工事を実施しようとするときは、その適用等について別紙様式1により主務部局長（以下「部局長」という。）に協議するものとする。
- 2 部局長は、発注機関が本庁当該工事担当課の場合は、第1項の協議の決裁をもって発注機関の長への回答とするものとする。
 - 3 部局長は、発注機関が現地機関の場合は、前項の協議について別紙様式2により発注機関の長に回答するものとする。
 - 4 発注機関の長は、第1項の協議により部局長の承認を受けたときは、参加資格要件等を建設工事請負人等選定委員会（企業局においては企業局請負人等選定委員会）の審議に付し決定するものとする。この場合において、長野県建設工事請負人等選定委員会要領（昭和54年8月24日付54監第230号）第4の規定により課委員会又は所委員会で審議するものとしているものは、部委員会で審議するものとする。

(参加表明書及び技術提案書収集に係る掲示)

- 第4 発注機関の長は、対象工事について参加表明書及び技術提案書の収集をしようとするときは、当該事務所及び県庁において次の事項を記載した書面（様式1号）を掲示するとともに、ホームページに掲載するものとする。
- (1) 工事の概要
 - (2) 技術提案書の提出者に必要とされる要件
 - (3) 技術提案を求める具体的内容及び技術提案書を特定するための評価基準
 - (4) 参加表明書及び技術提案書の作成・提出に係る事項
 - (5) その他発注機関の長が必要であると認める事項

(参加表明書及び技術提案書の収集期間)

- 第5 参加表明書の収集をする期間は、掲示の日から概ね10日間とし、あらかじめ発注機関の長が定めるものとする。
- 2 技術提案書の収集をする期間は、掲示の日から概ね15～30日間とし、あらかじめ発注機関の長が定めるものとする。

(説明会の開催)

- 第6 発注機関の長は、掲示後、必要に応じて説明会を開催するものとする。

(参加表明書の内容及び様式)

第7 提出を求める参加表明書の内容は、次に掲げるとおりとする。ただし、発注機関の長は、工事の内容に応じて内容を追加又は削除することができるものとする。

- (1) 参加表明書 (様式2号)
- (2) 参加要件資料 (様式3号)
 - ① 建設業の許可状況等
 - ② 保有する技術職員の状況
 - ③ 同種または類似の工事の実績
 - ④ 対象工事の実施体制
 - ⑤ その他発注機関の長が必要と認める事項

2 前項(2)①～③については、これを証する資格者証、契約書等の写しを添付させるものとする。

(参加表明書の審査)

第8 提出された参加表明書は、公募型指名競争入札実施要領(平成6年3月16日付け5監第452号別添1)第7(1)に規定する技術評価委員会において審査し、参加要件資料審査結果表(様式4号)を作成するものとする。

- 2 技術評価委員会は、必要に応じて参加表明書提出者に対しヒアリングを行うものとする。
- 3 虚偽の記載事項がある場合、参加表明書は無効とする。

(参加要件を満たさない者に対する理由の説明)

第9 発注機関の長は、参加表明書提出者のうち対象工事について、要件を満たさないため技術提案書の提出者として該当しなかった者(以下「非該当者」という。)に対して、非該当理由を様式5号により通知するものとする。なお、通知前に提出された非該当者の技術提案書は速やかに返却するものとする。

- 2 非該当者は、前項の通知を受けた日の翌日から起算して10日(長野県の休日を含めない。)以内に、発注機関の長に対して書面(様式自由)により非該当理由についての説明を求めることができるものとする。
- 3 発注機関の長は、非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日(休日を含めない。)以内に説明を求めた者に対して、様式6-1号により回答するとともに、速やかに部局長に様式6-2号により報告するものとする。

(技術提案書の内容及び様式)

第10 提出を求める技術提案書の内容は、次に掲げるとおりとする。ただし、発注機関の長は、工事の内容に応じて内容を追加又は削除することができるものとする。

- (1) 技術提案書 (様式7号)
- (2) 技術資料 (様式8号)
 - ① 配置予定技術者の氏名、資格、経歴、同種又は類似工事の実績等
 - ② 技術提案

- ③ 工事に係る費用とその内訳（様式自由）
- (3) その他発注機関の長が必要と認める事項
- 2 前項（2）①については、これを証する資格者証、契約書等の写しを添付させるものとする。

（技術評価会議の開催及び評価）

第11 部局長は、技術提案書の評価を行うため、建設工事技術評価会議（以下「評価会議」という。）を開催する。当該評価会議の座長及び構成員は、次のとおりとする。

区 分	座 長	構 成 員
本 庁	当該工事担当課長	<ul style="list-style-type: none"> ・発注機関が本庁当該工事担当課の場合 関係課の職員の中から部局長が指定する職員 3名以上 ・発注機関が現地機関の場合 当該工事担当課及び関係課の職員の中から部局長が指定する職員 3名以上
発注機関 （本庁当該工事担当課又は 現地機関）		発注機関職員の中から部局長が指定する職員 2名以上
その他、専門 的知識を有す る者		県が委嘱している委員、該当工事に関する学会及び技術士会などの会員、並びに専門的知識を有する技術職員の中から部局長が指定する者 2名以上

- 2 評価会議の運営は、座長が行うものとし、評価は構成員が行うものとする。
- 3 評価会議は、構成員の半数以上の出席をもって成立する。
- 4 評価会議は、原則として提出者に対しヒアリングを行うものとする。
- 5 技術提案書の評価基準は、別途定める。
- 6 座長は、評価会議における各構成員の評価結果を技術提案書評価結果表（様式9-1号）及び評価点集計結果（様式9-2、9-3、9-4号）を作成するものとする。

（特定者の決定）

第12 発注機関の長は、第11条第6項の審査結果に基づき、公募型プロポーザル方式による技術提案評価結果一覧表（様式9-5号）を作成し、技術提案書提出者の中から最適な者（以下「特定者」という）を決定する。

ただし、技術提案書の評価の結果、提出されたすべての技術提案書の評価結果が次のいずれかに該当する場合は、特定者を選定しないものとする。

- (1) 評価点の合計が配点の6割に満たない場合
- (2) 評価項目のうち、「技術提案の内容」に関する評価点が配点の6割に満たない場合
- 2 発注機関の長は、前項の規定により特定された技術提案書提出者に対して様式10号により特定した旨の通知を行うものとする。
- 3 虚偽の記載事項がある場合、技術提案書は無効とする。

(特定しなかった者に対する理由の説明)

第13 発注機関の長は、技術提案書提出者のうち特定者以外の者（以下「非特定者」という。）に対して、対象工事の技術提案書特定通知書発出と同時に、特定しなかった理由（以下「非特定理由」という。）を様式11-1号により通知するものとする。

2 非特定者は、前項の通知を受けた日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、発注機関の長に対して書面（様式自由）により非特定理由についての説明を求めることができるものとする。

3 発注機関の長は、非特定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に説明を求めた者に対して、様式11-2号により回答するとともに、速やかに部局長に様式11-3号により報告するものとする。

(実施上の留意事項)

第14 参加表明書の提出をした業者名は、契約締結後、公開するものとする。

2 各提出資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。ただし、詳細な提案を求める場合で、部（局）建設工事請負人等選定委員会で認められた場合は、発注機関の長はその費用を負担することができる。

(技術提案の帰属等)

第15 契約人が提出した技術提案の権利は、対象工事に関する部分については、発注機関に属するものとする。

なお、契約人が他の建設工事等でその成果を使用することを妨げない。

2 契約人以外の入札参加者の技術提案は、入札参加者の権利に属するため、許可を得ることなく発注機関はこれを使用することはできない。

(特記仕様書の作成及び予定価格の設定等)

第16 発注機関の長は、特記仕様書及び予定価格の設定にあたっては、特定者が提出した技術提案書を尊重するものとする。

2 発注機関の長は、前項の規定により特記仕様書の作成と予定価格の設定をしたのち、特定者と随意契約を行う。

附 則

この要領は、平成16年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成17年5月9日から適用する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から掲示するものに適用する。

附 則

この要領は、平成18年5月22日から掲示するものに適用する。

附 則

この要領は、平成18年11月 1 日から掲示するものに適用する。

附 則

この要領は、平成19年 6 月18日から掲示するものに適用する。

附 則

この要領は、平成22年 4 月 1 日から公告するものに適用する。

附 則

この要領は、平成 24 年 5 月 1 日から公告するものに適用する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から公告するものに適用する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から公告するものに適用する。

附 則

この要領は、平成31年 4 月 1 日から公告するものに適用する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から公告するものに適用する。